

令和 3 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練
実施結果報告書（案）

令和 4 年 6 月

食品安全委員会企画等専門調査会

目 次

I 実施した訓練の内容

- 1 新任者研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 実務研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 確認訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 訓練結果の検証

- 1 実施した訓練ごとの検証・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 重点課題ごとの検証・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

I 実施した訓練の内容

令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）を踏まえて作成した「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に従い、以下の訓練を実施した。

1 新任者研修（緊急時対応手順研修）

緊急時に、全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするため、緊急時対応手順の概要を周知するとともに、食品安全委員会ホームページの更新や Facebook 及びブログへの投稿に必要な知識・技能を習得することを目的として、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：令和3年5月28日（金）14：00～14：45

実施会場：食品安全委員会中会議室（ウェブ参加者については Webex）

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議システムを使用して実施した。

イ 参加者

事務局職員のうち、新任者を中心とした係長級職員を対象に、12名が参加した。

ウ 内容

（緊急時対応手順の概要）

政府全体の緊急時対応の枠組み、手順書に基づく緊急時対応の手順、各課の主な役割、平成25年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案への対応等について、講師役職員から説明を行った。

（ホームページ掲載等）

緊急時におけるホームページの更新手順や、Facebook 及びブログへの投稿手順について講師役職員から説明を行った。

2 実務研修

緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく、正確かつ迅速に行うために必要な知識や技能を身に着けるため、本研修を実施した。

（1）情報収集・発信研修

ア 日時及び会場

日時：令和3年10月25日（月）15：00～16：30

場所：食品安全委員会中会議室（ウェブ参加者については Webex）

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議システムを使用して実施した。

イ 参加者

委員及び事務局職員 約30名が参加した。

ウ 内容

松永委員を講師として、

- ① 緊急事態が発生した時に国民がどのような情報を必要としているか、それに応えるために食品安全委員会がすべきことは何かを考えること

- ② 過去の訓練題材を事例とした、緊急時における情報収集から発信に至る一連の対応の検討
- ③ リスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーションの違い、緊急時にも活かすことができる平時の情報の取り扱い方について講義が行われた。

(2) 緊急時対応事例講習会

ア 日時及び会場

日時：令和3年11月18日（木）14：00～15：30

会場：食品安全委員会中会議室（ウェブ参加者についてはWebex）

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議システムを使用して実施した。

イ 参加者

委員及び事務局職員 約35名が参加した。

ウ 内容

「アクリフーズ「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」」の事務局長で、元マルハニチロ株式会社環境・品質保証部長の石原好博氏を講師とし、株式会社アクリフーズで発生した農薬混入事件を事例とする緊急時対応についての講演と、事例を通じて得られた教訓等についての意見交換が行われた。

3 確認訓練

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

(1) 日時及び会場

日時：令和4年2月10日（金） 9時30分から17時まで

会場：食品安全委員会執務室

(2) 参加者

役 割	参加者
プレーヤー (訓練実施者)	委員：山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員 事務局：事務局長、事務局次長、総務課（3名）、評価第一課（4名）、評価第二課（4名）、情報・勧告広報課（10名） 他省庁：消費者庁、厚生労働省、農林水産省
コントローラー (条件付与係)	事務局（5名）、消費者庁
モニター (訓練評価者)	事務局長、事務局次長及び各課長

(3) 内容

訓練は、具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、事案が発生してから資料を作成するなど実践的に行った。特に、外部からの問合せのパターンを多様にする、職員がテレワークを実施しているなど、より現実的な想定事項を組み入れた。

なお、本訓練は消費者庁が企画の中心となり、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の4府省庁合同で訓練を行い、総括官制度(※)を実践した。

また、今回の訓練は、実際に事案が発生したと誤解されないようにするため、以下の行為については想定で実施したこととして取り扱い、実際には行わなかった。

- ①官房幹部や関係専門委員等の外部への情報連絡
- ②ホームページ掲載に係る公開処理（公開直前の段階までは実施）
- ③メルマガの配信（メルマガの文書作成までは実施）
- ④Facebookへの投稿（投稿文書の作成までは実施）

(※) 総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらの者による連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約・共有を図る制度

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

訓練

- 1 危害因子
腸管出血性大腸菌O157
- 2 原因食品
カット野菜
- 3 状況設定及び訓練の経過
【訓練前日まで】
 - 4 自治体で食中毒事件が発生（この時点で原因は不明）
 - 【2月10日】
 - 9:30 厚生労働省からの情報共有（食中毒に係るプレスリリースの共有）（第1報）
 - 10:40 厚生労働省から原因となった食品の情報共有（第2報）
 - 11:40 食安委 Facebook、ブログ、Twitter の投稿
 - 11:50 食安委メルマガの配信
 - 15:00 総括官会議開催（ウェブ開催）
 - 随時：食品安全委員会に国民や報道機関、議員事務所からの問合せが相次ぐ。

Ⅱ 訓練結果の検証

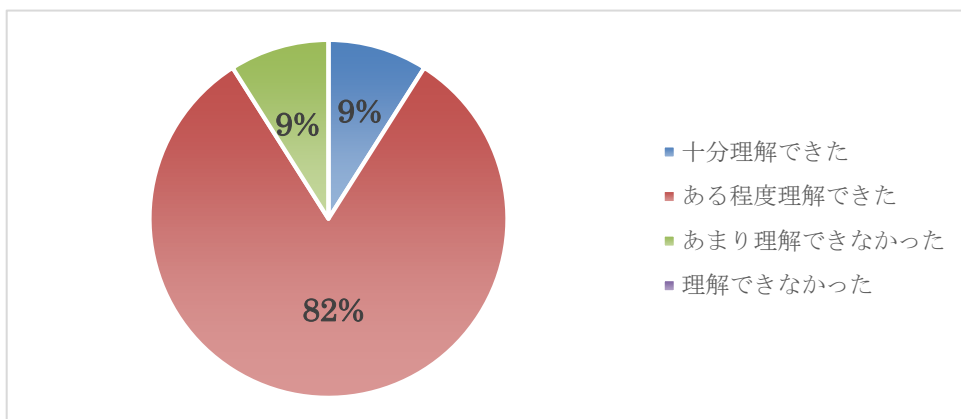
令和３年度に実施した訓練の検証結果は、以下のとおりである。

１ 実施した訓練ごとの検証

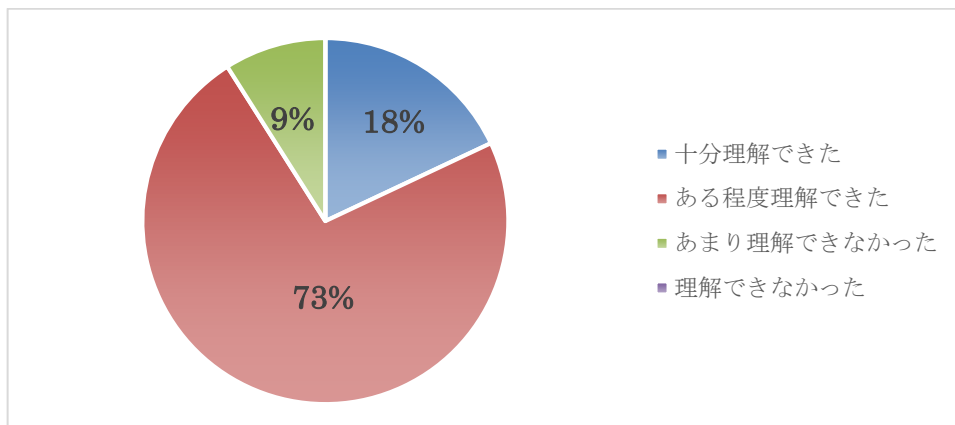
（１）緊急時対応手順研修

○ 研修参加者を対象に実施したアンケート

・ホームページ更新手順は理解できたか。



・Facebook やブログ更新手順は理解できたか。



<課題>

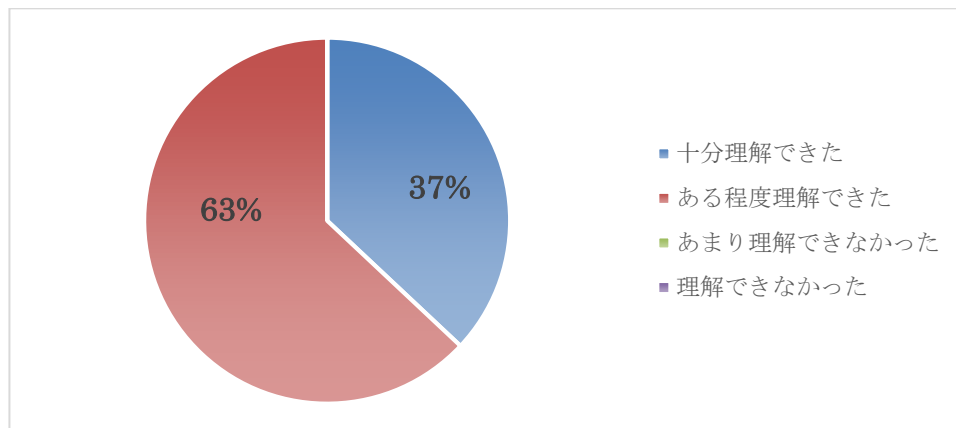
・着実な技能習得には、実際にホームページの更新等の作業をする必要がある。

（２）実務研修

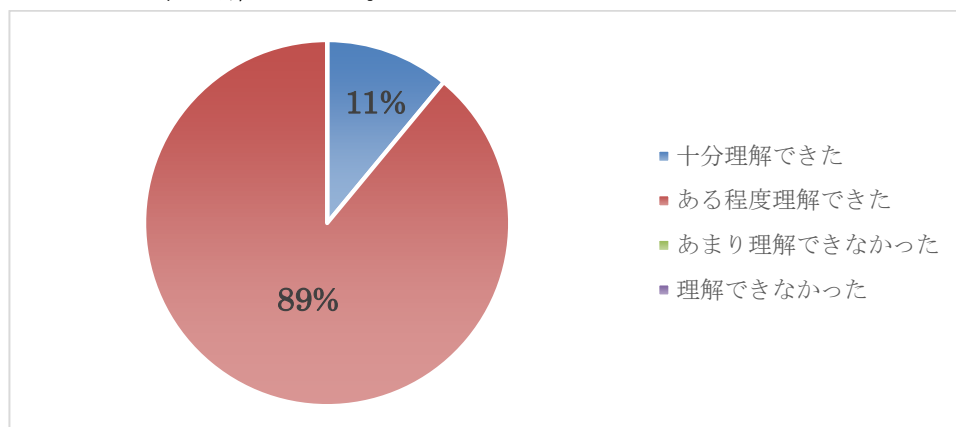
１）情報収集・発信研修

○ 研修参加者を対象に実施したアンケート結果

・緊急時における食品安全委員会の役割について、理解することができたか。



- ・リスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーションの違いや情報の取り扱い方について、理解できたか。



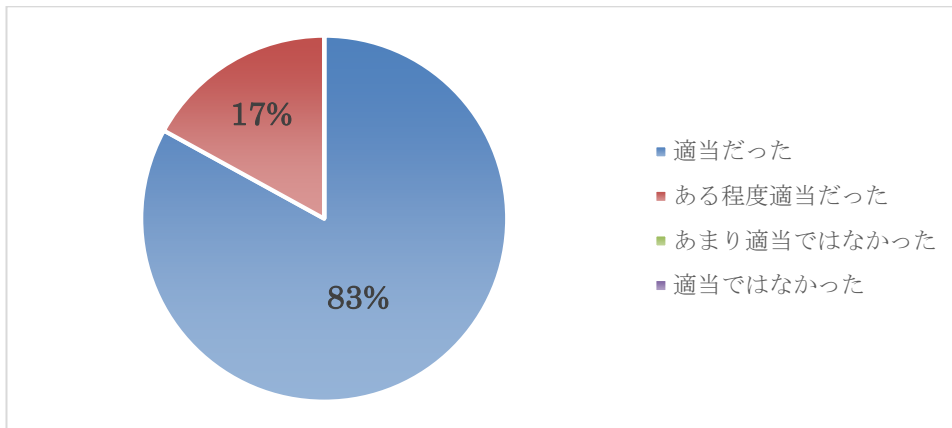
<課題>

- ・ウェブ参加者から、音が聞こえにくいとの意見があり、通信環境や音響システムを適切に保つための事前の準備が必要である。
- ・研修により得られた知見を日常業務に生かす必要がある。

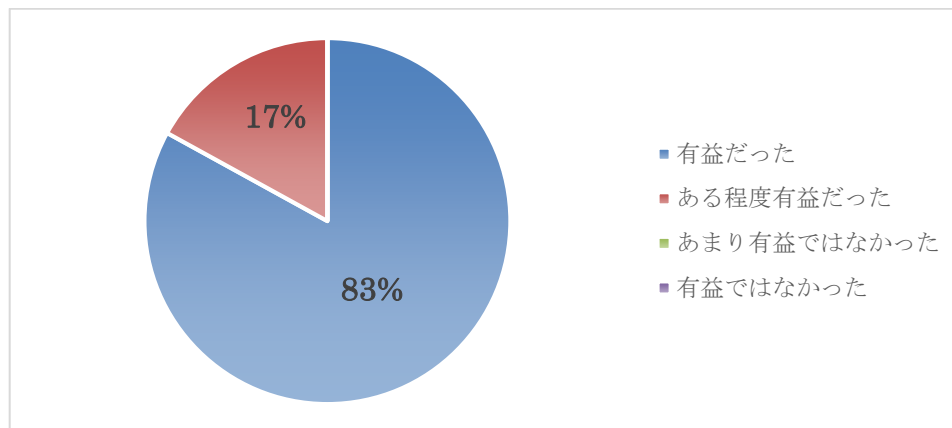
2) 緊急時対応事例講習会

○ 受講者を対象としたアンケート結果

- ・緊急時における情報収集・発信に当たる際の、知識・技能の習得という点で、適当だったか。



- ・ 緊急時対応を行うにあたり留意すべき事項を考える上で、本講習会に参加したことは有益だったか。



<課題>

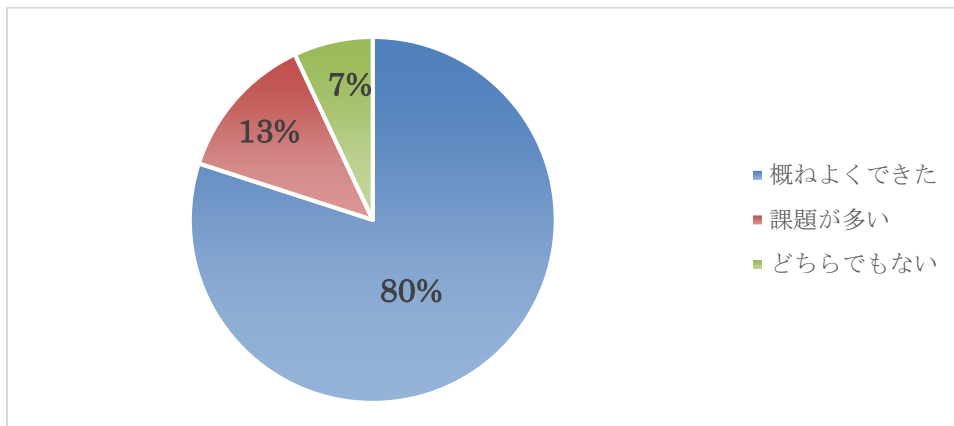
- ・ 平時から連絡体制や対応マニュアルを整備する必要がある。

(3) 確認訓練

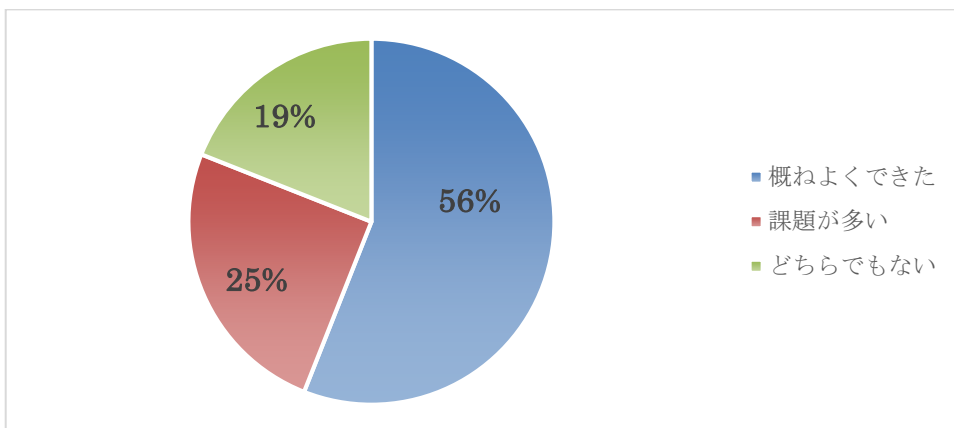
- 上記3研修の内容について、確認訓練において以下のとおり実施された。
 - ・ 緊急時対応手順研修で確認された事務局内の役割分担に応じた初動対応は、おおむね的確に実施された。
 - ・ 情報収集・発信研修での研修内容を踏まえた、緊急事態における情報収集・分析やFacebook等への記事の投稿は、おおむね的確に実施された

○ 訓練実施者を対象としたアンケート結果

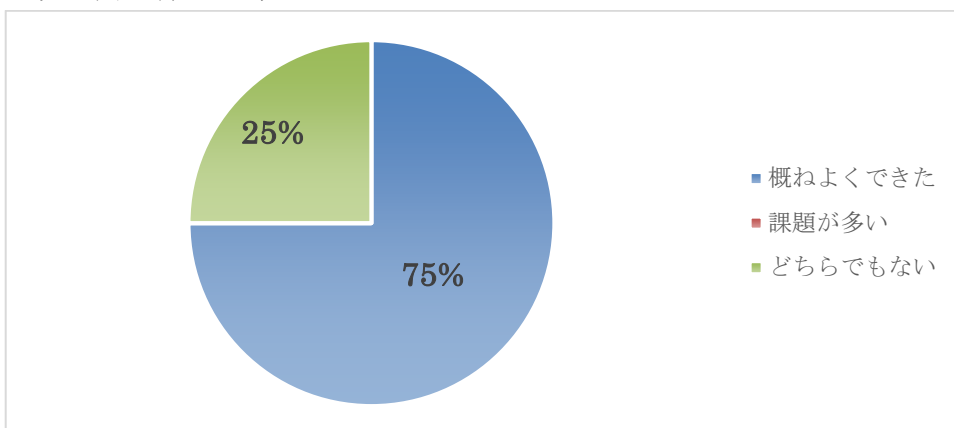
・手順に基づく訓練の実施



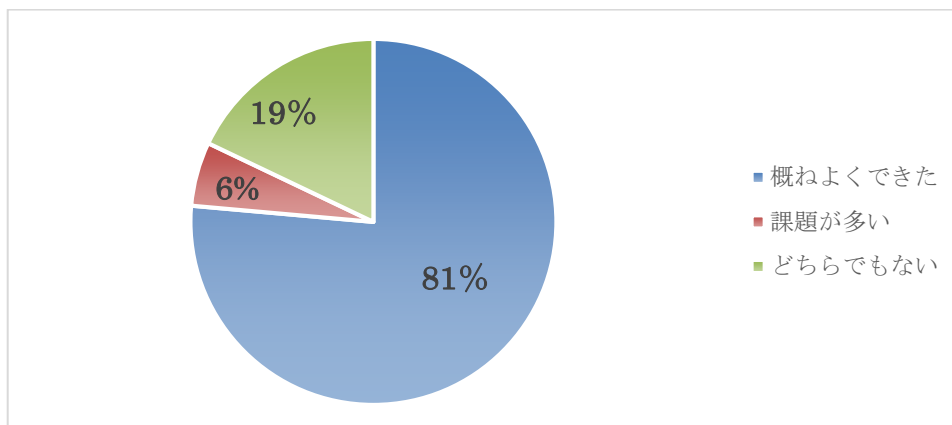
・適切な資料の作成



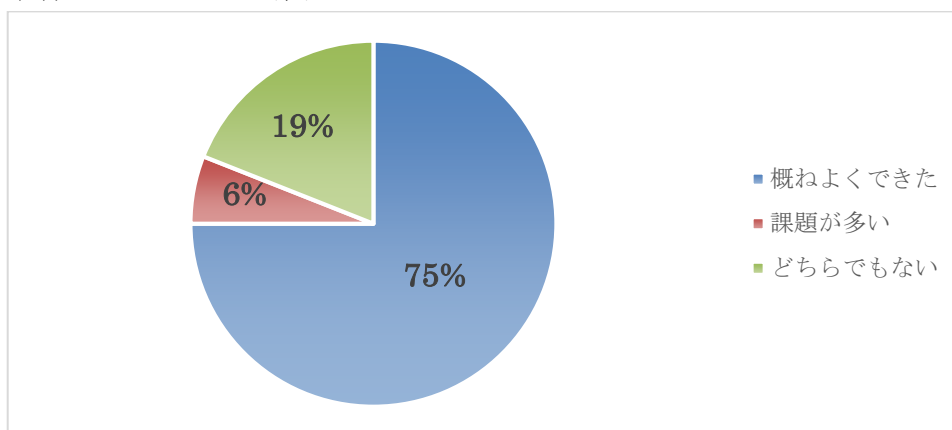
・適切な問い合わせ対応



・ 訓練の形式



・ 訓練のシナリオの適確性



< 課題 >

- ・ テレワークを実施している職員もいる中で、情報共有のツールとしてポータルサイトの掲示板は有効であるが、情報の掲載方法などの一層の工夫が必要。

2 重点課題ごとの検証

訓練計画に示された重点課題についての対応及び課題は、以下のとおりである。

《重点課題》

(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

(2) 緊急時対応手順書等の実効性の向上

本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

<重点課題への対応>

- 手順書により、各担当の役割を分かりやすく整理することで、緊急時における初動対応をより機動的なものとできた。（①関係）
- 緊急時対応手順研修の実施により、食品安全委員会における緊急時対応やホームページの掲載方法について職員の理解を深め、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を構築できた。（①・②関係）
- 関係省庁と連携し、確認訓練を実践的な内容で実施したことにより、政府全体としての緊急時の初動対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研修で習得した技術・知識のレベルを確認することができた。（③関係）

<課題>

- 引き続き、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を強化する必要がある。（②関係）
- 実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを確認する上で効果的な設計であると考えられた。訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、引き続き訓練を実施する。

(2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

<重点課題への対応>

- 手順書に基づいて行動することにより、意思決定や業務の効率化を図ることができた。
- オンライン会議やポータルサイトの掲示板の活用等の柔軟な運用により、テレワークを

実施している者と出勤している者の間で円滑に情報を共有した。

<課題>

- 引き続き、テレワークを実施している職員と出勤している者の間の情報共有や、SNS を活用した情報発信について、検討が必要。

(参考１) 確認訓練について

○日時：令和４年２月10日（金）9:30～17:00

○場所：食品安全委員会執務室

○参加者

・委員：山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員

・事務局：事務局長、事務局次長、総務課、評価第一課、評価第二課、情報・勧告広報課

・他省庁：消費者庁、厚生労働省、農林水産省



時系列	シナリオ	局内の動き
4 自治体で原因不明の食中毒事件が発生		
9:30	厚生労働省からの情報共有（第１報）	総務課総括Lから、局内＋委員に一報。
9:40	消費者庁において関係する省庁を特定、連絡先等の確認を依頼	
10:00		委員会室に参集し対応方針を決定（web同時開催）。 【参集メンバー】 各委員、事務局長、事務局次長、総務課長、評価１課長、評価２課長、リスクコミュニケーション官、情報課長、総務課総括補佐、評価課担当補佐、総務課総括係 【内容】 ・状況の整理 ・情報提供の手段、内容等の方針決定 ・Q&Aの作成 等 ★テレワークを考慮し、以後局内の情報共有をweb掲示板＋メールで行う。
10:10		情報発信①（掲示板に情報掲載）
10:40	厚生労働省から原因食品の情報共有（第２報） 外部からの問合せ	電話相談対応
11:40		情報発信②（Facebook・ブログ・Twitter）
11:50	報道各社からの問合せ	情報発信③（メルマガ） 取材対応（TV・新聞）
13:20	消費者庁から統括官会議開催の連絡。資料作成等の指示。	総務課総括Lから局内に連絡。
	外部からの問合せ	電話相談対応
15:00	統括官会議開催（web）	局長＋情報課（又は評価課）担当者出席

（参考２）事案発生連絡メール

* メール本文を一部改変

Subject: 【訓練】死亡者が発生した広域食中毒事案について（9時30分時点）

※これは訓練です。

おはようございます。
厚労省から下記のとおり食中毒事案について連絡がありました。

10時過ぎメドで打ち合わせを行うので、局長、次長、各課におかれては準備をお願いします。
（Webexで開催します。リンクはこの次のメールでお送りします。）

記

重篤な患者が複数自治体にわたって発生し、行政的対応が必要と考えられる食中毒事例が発生しましたので、
「食品安全府省食中毒等緊急時対応基本要綱」に基づきその概要を報告いたします。

概要

A県及びB県において、それぞれの事例で同一運営会社の飲食店で調理された食品を喫食し、腹痛、下痢等の症状を呈する**36名**の患者が発生しました。また、**36名**中**5名**の方が溶血性尿毒症症候群（HUS）を発症しており、**2名**の方が亡くなられています。なお、C県及びD県においても類似の食中毒疑い事例が発生しています

現在、関係自治体及び事業者において調査が進められております。

- ・原因物質：調査中（A県、B県の患者便から腸管出血性大腸菌O157を検出）
- ・対象食品：調査中（A県で提供されたハンバーグ、B県で提供されたミートボールの検査結果は陰性）
- ・製造者：調査中
- ・行政処分：鉄板焼きハンバーグ●●●（A駅前店）令和4年2月7日 営業禁止
トラットリア●●● 令和4年2月10日 営業禁止

